

いじめの防止等に関する決議

全ての子どもが安心して生活し、健やかに育つことができる地域社会の実現は、市民全体の願いである。

「いじめは重大な人権侵害事象であり、絶対に許されない卑怯な行為である」という認識を学校、家庭をはじめ社会全体で共有し、行政による対応はもとより、地域や関係機関と一体となり、いじめの防止等に取り組んでいくことが重要である。

本市においては、「八尾市いじめから子どもを守る条例」を制定し、いじめの未然防止及び早期解決に向けた取り組みを進めている。

なお、社会状況の変化とともに、子どもを取り巻く環境も多様化し、いじめの態様も複雑化・深刻化する中で、全国的にいじめに関する事象は依然として後を絶たない状況である。

よって、ここに八尾市議会は、「いじめを絶対に許さない」という信念のもと、あらゆる機会を捉え、いじめ根絶を目指して全力で取り組むものとする。

以上、決議する

令和6年3月25日

大阪府八尾市議会